

香川県広域水道企業団

豊中町・樋盥・汐木浄水場施設等運転監視・点検

業務委託特記仕様書

1 適用

- (1) これは「香川県広域水道企業団豊中町・樋盥・汐木浄水場施設等運転監視・点検業務委託仕様書」(以下仕様書という。)に関する特記事項を定めるものであり、委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、この特記仕様書に基づき、業務を履行しなければならない。
- (2) この業務の一般的事項は、仕様書によるものとする。

2 目的

水道施設の運転監視・点検業務等の委託に関し、必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

3 業務対象施設

浄水場 合計 3 箇所

地区	施設名	種別
豊中町	豊中町浄水場	浄水場
山本町	樋盥浄水場	浄水場
三野町	汐木浄水場	浄水場

ポンプ場・配水池等 合計 77 箇所(内離島 4 箇所)

地区	施設名	種別
高瀬町 (計 15 箇所)	大谷ポンプ場・浦側ポンプ場・岡重ポンプ場	ポンプ場
	大吉ポンプ場・上麻低区ポンプ場・伊予見ポンプ場	ポンプ場
	檜谷ポンプ場・宮奥加圧ポンプ場・黒島ポンプ場	ポンプ場
	末ポンプ場・平見ポンプ場・西村、緑ヶ丘ポンプ場	ポンプ場
	爺神ポンプ場・六ツ松ポンプ場	ポンプ場
	六ツ松配水池	配水池
山本町 (計 14 箇所)	立石加圧ポンプ場・神田中央加圧ポンプ場・	ポンプ場
	神田加圧ポンプ場・岩瀬加圧ポンプ場	ポンプ場
	南山加圧ポンプ場	ポンプ場
	長野加圧ポンプ場・三戸口配水ポンプ場	ポンプ場
	小松尾加圧ポンプ場・辻加圧ポンプ場	ポンプ場
	樋盥水源・長瀬水源・1号浅井戸・2号浅井戸	水源地
	3号浅井戸	水源地
三野町	正本ポンプ場・山越ポンプ場・道免ポンプ場	ポンプ場

地 区	施 設 名	種 別
三野町 (計 6 箇所)	鳥坂ポンプ場・天道ポンプ場	ポンプ場
	久保谷第 1 ポンプ場(久保谷第 1 配水池)	ポンプ場
豊中町 (計 8 箇所)	第 1 水源浅井戸・第 3 水源浅井戸	水源地
	第 4 水源浅、深井戸・第 5 水源	水源地
	地味田水源深井戸	水源地
	大谷加圧ポンプ場・池の内加圧ポンプ場	ポンプ場
	大道加圧ポンプ場	ポンプ場
詫間町 (計 10 箇所) (離島) (離島)	積加圧ポンプ場・生里ポンプ場	ポンプ場
	錦根加圧ポンプ場・本村高区加圧ポンプ場	ポンプ場
	水出加圧ポンプ場・香田加圧ポンプ場	ポンプ場
	白背ポンプ場	ポンプ場
	白背配水池・天神山配水池・不天調整池	配水池
仁尾町 (計 6 箇所)	詫間越ポンプ場・仁尾ノ上ポンプ場	ポンプ場
	金坂ポンプ場・日枝神社配水池兼ポンプ場	ポンプ場
	古江上ポンプ場・仁尾町ポンプ場	ポンプ場
財田町 (計 18 箇所)	高倉水源・我久水源・雉子尾水源・林明水源	水源地
	昼丹波上増圧ポンプ場・昼丹波増圧ポンプ場	ポンプ場
	別所上増圧ポンプ場・別所増圧ポンプ場	ポンプ場
	黒川増圧ポンプ場・野田原増圧ポンプ場	ポンプ場
	荒戸増圧ポンプ場・長野上増圧ポンプ場	ポンプ場
	戸川増圧ポンプ場・本篠増圧ポンプ場	ポンプ場
	入樋増圧ポンプ場・吉池増圧ポンプ場	ポンプ場
	塔重増圧ポンプ場・長野増圧ポンプ場	ポンプ場

発電機点検箇所・・・我久水源地、雉子尾水源地、林明水源地、戸川増圧ポンプ場

4 業務履行期間

履行期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。

5 業務の内容

(1) 運転監視業務

- ア 浄水場における水質の確認及び記録
- イ ポンプ室における水質の確認及び記録
- ウ 浄水場における浄水池の水位、送水流量、配水流量等の盤面数値の確認及び記録
- エ ポンプ室における運転号機、電流値、総配水流量等の盤面数値の確認及び記録
- オ 浄水場における薬品残量の確認
- カ 施設の施錠の確認

(2) 保守点検業務

浄水施設（稼働施設のみ）

- ア 受電盤・・・・・・・・電流、電圧の確認記録
- イ 薬品沈殿池設備・・・電流、電圧、運転時間の確認記録及び薬品の管理

- ウ 急速ろ過池設備・・・電流、電圧、運転時間の確認記録及びろ過池の洗浄作業
- エ 排水処理設備・・・電流、運転時間の確認記録及び排水処理
- オ 送水ポンプ設備・・・電流、運転時間の確認記録及び運転管理

(3) 定期点検

ポンプ場・配水池等

- ア ポンプ・・・・・・・・・・吐出圧力、吸込圧力、異音、振動などの確認記録
- イ モーター・・・・・・・・・・異音、振動などの確認記録
- ウ 操作盤・・・・・・・・・・電圧、電流、異音、異臭、運転切替などの確認記録
- エ 構造物他・・・・・・・・・・建屋、フェンス、換気扇、照明器具などの確認記録
コンクリート構造物点検
- オ 発電機・・・・・・・・・・エンジンオイル、バッテリー液、蓄電池電圧、冷却水
Vベルト、AC出力などの確認記録及び試運転

(4) 点検（財田町）

ア 財田水源地（我久、雉子尾、高倉、林明）の次亜塩素酸ソーダによる残塩調整業務及び残塩測定、次亜濃度調整

次亜塩素酸ソーダの調整は防護ゴーグル等、必要な防護をして作業すること
上記内容についての点検頻度は毎日実施とする

イ 財田水源地（我久、雉子尾、高倉、林明）の採水及び手分析測定（濁度・色度）
その他必要項目を実施する

上記内容についての点検頻度は毎日実施とする

ウ 財田水源地（我久、雉子尾、高倉、林明）のクリプトスポリジウム対策用に水を保管する

上記内容についての点検頻度は毎日実施とする

エ 高倉のPAC薬剤の補充及び電極の清掃

上記内容についての点検頻度は適宜とする

オ 財田町に設置されている次亜注入ポンプ号機切替

上記内容についての点検頻度は毎月1回以上とする

カ 財田町ポンプ場のストープ設置

各ポンプ場に設置する

上記内容についての点検頻度は適宜とする

キ 入樋増圧ポンプ場

チャイパーの起動（6月～10月迄）

上記内容についての点検頻度は適宜とする

ク 林明水源地に流入する流量計の記録

山本より林明水源地に流入する水量確認

上記内容についての点検頻度は毎日とする

ケ 財田町ポンプ場点検

点検記録表を作成し、点検を行う

上記内容についての点検頻度は週一回以上とする

コ 昼丹波増圧ポンプ場

竹の伐採

（適宜4月～5月にかけて2～3回）

法面部分については足元に注意して作業すること

サ 野田原水源地のポンプ運転操作

1 週間ごとにポンプ運転を切り替える

上記内容についての点検頻度は週一回以上とする

6 鍵の保管

甲は、施設の鍵について、点検の都度旧町別にそれぞれ1種類を乙に貸与する。乙は、点検業務が終了した場合は、速やかに甲に返納するものとする。また、複製品を作成してはならない。

7 業務実施体制及び業務管理等

1 乙は、業務が円滑に実施できる体制を整えなければならない。

2 本業務における実施体制は、業務時間、従事人数等については、乙が業務を遂行する上で適切と考える体制で行うものとする。ただし、豊中町浄水場については常時（1日24時間）1名以上配置し、樋盟浄水場については昼間（午前8時30分から午後17時15分まで）1名を配置し、汐木浄水場については午前中（保守点検時）1名配置すること。また豊中町・樋盟・汐木浄水場内での異常時には、速やかに初動対応ができる体制を整えること。その他の施設等については、遠方監視システム等で、異常を発見した場合や、非常通報にて連絡を受けた際には従事者が一次対応する。

3 ポンプ場・配水池等の施設については、毎月20日から月末までに定期点検を行う。

4 乙は、従事者のうちから業務を総括し、他の従事者を指揮監督する総括責任者及び総括責任者を補佐する副総括責任者を選任しなければならない。

(1) 総括責任者の資格要件は次のとおりとする。

総括責任者は、水道技術管理者（水道法施行令第7条に規定する資格）の資格を有するとともに、計画1日最大給水量8,000m³以上の浄水場において、3年以上運転管理業務の経験及び責任ある立場で従事者の指揮監督経験を有すること。

(2) 総括責任者の主な職務は、次のとおりとする。

ア 現場の最高責任者として、従事者の指揮、監督を行うこと。

イ 仕様書、マニュアル等に基づき、業務の目的、内容等を十分理解して効率的かつ経済的な運転に努めること。

ウ 災害時及び緊急事態が発生した場合は、事故の発生原因、被害状況、経過について、甲にその状況を速やかに報告するとともに必要に応じて運転操作方法について協議し、後日報告書を提出すること。

エ 甲の指示事項及び連絡事項を従事者に周知徹底する。

オ 日常の業務執行状況を把握し、随時甲に報告するとともに、必要であれば協議を行うこと。また、甲が定期及び臨時に開催する会議等に参加し、業務の報告をすること。

カ 従事者を教育し、技術の向上及び事故の防止に努めること。

キ 業務全体に関する改善その他の提案を行うこと。

(3) 副総括責任者の資格要件は、次のとおりとする。

水道技術管理者（水道法施行令第7条に規定する資格）の資格を有するとともに、計画1日最大給水量5,000 m³以上の浄水場において2年以上運転管理業務の経験を有すること。

(4) 副総括責任者の主な職務は、次のとおりとする。

ア 総括責任者の補佐を行う。

イ 浄水場において、従事者の指揮監督を行う。

ウ 業務を効率的に実施するための提案を総括責任者に対し行う。

(5) 従事者の資格要件は次のとおりとする。

水道技術管理者（水道法施行令第7条に規定する資格）の資格を有する者が、従事者全体の6分の1以上を占めること。

(6) 従事者の主な職務は、次のとおりとする。

ア 総括責任者及び副総括責任者の指示により業務を実施する。

イ 業務を効率的に実施するための提案を総括責任者及び副総括責任者に対し行う。

5 業務に係る甲の体制については、契約後速やかに乙に通知するものとする。

8 総括責任者等の承諾

1 乙は、総括責任者、副総括責任者、従事者の氏名等及び職務分担を記載した業務実施体制図等を契約後、速やかに甲に提出し、承諾を得なければならない。

また、異動がある場合も同様とする。

2 乙は、総括責任者、副総括責任者、従事者を変更する場合は、資格要件を満たす者を選任しなければならない。

3 乙は、従事予定を作成し、事前に甲の承諾を得なければならない。

4 甲は、次に掲げる事項に該当したときは、総括責任者、副総括責任者、従事者の承諾を取り消すことができる。

(1) 公序良俗に反する行為を行った場合。

(2) 勤務態度の不良が認められる場合。

(3) 業務の実施に著しい不適正が認められる場合。

(4) 資質及び職務に対して不備が認められる場合。

9 労働安全衛生

1 乙は、本業務にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに、従事者に係る適正な雇用条件の確保に努めなければならない。

2 乙は、感染症等に関して、平素から安全衛生管理を十分に行わなければならない。

3 乙は、労働安全衛生法及びその他災害関係法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。

4 乙は、業務の履行に当たり、電気、薬品類、酸素欠乏、可燃性ガス等に対して安全な対策を講じるとともに、適切な作業方法の選択及び適切な従事者の配置を行い、危険防止に努めなければならない。

5 乙は、従事者に対して定期及び臨時の健康診断並びに検便（赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、パラチフス、コレラ菌、O-157）を年2回、甲の定める時期（8月・

2月)に実施し、その結果を甲に提出しなければならない。

- 6 乙は、業務範囲の施設、建物及びその周辺の清掃を常に心掛け、不要な物品などの整理に努めなければならない。また、業務の履行にあたり安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲に文書により報告を行い、追加措置について協議しなければならない。

10 教育及び訓練

- 1 乙は、従事者に対して、必要な知識及び技能に関する教育を行い、技能等の向上を図らなければならない、
- 2 乙は、従事者に対し、事故その他の災害時及び緊急時の対応について、指導及び訓練を行わなければならない。

11 備付書類等

乙は、次の書類又はその写しを業務遂行場所に備付け、管理保管しなければならない。

- (1) 業務契約関係書類一式
- (2) 従事者名簿
- (3) 出勤簿
- (4) 物品等借受台帳
- (5) 甲に提出した書類
- (6) 関係法令等により義務付けられた書類
- (7) その他必要と認められるもの

12 受注者の責任等

乙は、仕様書等に基づき、浄水場及び場外施設の性能を発揮するよう運転を行わなければならない。

13 実施状況の確認

甲は、乙による業務が契約に基づき適正に履行されているか把握することを目的として、次のとおり実施状況を確認することができる。

- 1 甲は、乙が提供する本委託業務の状況把握を目的として、各業務に関する計画をもとに、定期又は随時に書面及び現地調査などにより確認を行うことができる。
- 2 契約に定めるサービス水準に充足しないこと等が判明した場合は、委託料の減額をすることができる。減額等の方法については、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。なお、決定に際しては乙の意見を聴取する。
 - ア サービス水準（業務計画書等の記載内容）の充足度。
 - イ 上記アを満たさない事項が施設機能、住民サービスに及ぼす影響度。
 - ウ 上記アを満たさない事項に対する改善への不履行。